七飯町 第23号
令和５年
３月発行

農業委員会だより

■ 豊田　山本農園（ラナンキュラス）■

★編集・発行：七飯町農業委員会事務局（役場内）
〒０４１－１１９２　七飯町本町６丁目１－１　電話番号６５－２５１９
★編 集 委 員：野澤　博幸／澤田　雄一／松田　　永／池田　泰久

農業委員会総会開催予定

総会は、農業委員会が処理すべき事項を審議あるいは協議し決定する場で、通常月１回開催されます。

総会名	開　催　日	開催場所	許可申請等締切日	現況調査
第35回	令和５年４月26日(水)	農業委員会会議室	４月12日(水)	４月19日(水)
第36回	令和５年５月25日(木)	〃	５月11日(木)	５月18日(木)
第37回	令和５年６月26日(月)	〃	６月12日(月)	６月19日(月)
第１回	令和５年７月20日(木)	〃	７月６日(木)	７月13日(木)
第２回	令和５年７月20日(木)	〃	〃	〃
第３回	令和５年８月28日(月)	〃	８月14日(月)	８月21日(月)
第４回	令和５年９月26日(火)	〃	９月12日(火)	９月19日(火)
第５回	令和５年10月25日(水)	〃	10月11日(水)	10月18日(水)

※日程は都合により変更となる場合があります。最新情報は農業委員会事務局(☎６５－２５１９)までお問い合わせください。

農業委員会で決まったことをお知らせします

第28回　令和4年9月27日

・農用地利用集積計画の決定について（利用権設定）1件（可決）
・土地の現況証明願について　3件（可決）
・農地移動適正化斡旋申出について

第29回　令和4年10月26日

・農地法第3条の規定による許可申請について（所有権移転）　1件（可決）
・農用地利用集積計画の決定について（所有権移転）2件（可決）
・農用地利用集積計画の決定について（利用権設定）1件（可決）
・農地移動適正化斡旋申出について

第30回　令和4年11月28日

・農地利用最適化推進委員の選任について　1件（可決）
・買受適格証明願について　2件（可決）
・令和4年10月31日ないし令和4年11月28日に提出のあった合意解約通知の成立状況の確認について　3件（可決）
・農用地利用集積計画の決定について（所有権移転）1件（可決）
・農用地利用集積計画の決定について（利用権設定）5件（可決）
・土地の現況証明願について　1件（可決）
・農地移動適正化斡旋申出について

第31回　令和4年12月16日

・農地法第3条の規定による許可申請について（所有権移転）　1件（可決）
・農地法第3条の規定による許可申請について（賃貸借）　2件（可決）
・農地法第4条の規定による許可申請について（農委許可）　1件（可決）
・農用地利用集積計画の決定について（利用権設定）5件（可決）
・土地の現況証明願について　3件（可決）
・遊休農地における非農地判断の決定について　2件（可決）
・農地移動適正化斡旋申出について

第32回　令和5年1月25日

・農地法第3条の規定による許可申請について（所有権移転）　2件（可決）
・令和4年月6日ないし令和5年1月11日に提出のあった合意解約通知の成立状況の確認について　5件（可決）
・農用地利用集積計画の決定について（利用権設定）4件（可決）
・土地の現況証明願について　2件（可決）
・農地移動適正化斡旋申出について

■農地を相続しましたら、農業委員会へ届け出をお願いします。

農地を相続した際は、農業委員会への報告が義務付けられておりますので、相続登記が完了しましたらお早めに農業委員会へ届け出くださいますよう、よろしくお願いします。

※来庁の際は①印鑑②相続登記後の登記事項証明書をお持ちください。

農地は一度耕作をやめ数年経てば、原形が分からないほどに荒れてしまいます。

所有農地を耕作・管理できない場合には、あっせん申出や機構の活用等、他の農業者との売買や賃貸借をマッチングさせる方法がありますので、農業委員会事務局までご相談下さい。

あっせん情報

（令和5年1月時点）

■貸したい

・桜町（畑）1件
・鳴川（畑）1件
・緑町（畑）1件
・大中山（畑）2件
・豊田（畑）3件
・鶴野（田）2件
・上藤城（田）1件
・藤城（田）1件
・仁山（田）3件
・大沼町（田）1件

■売りたい

・桜町（畑）6件
・鳴川（畑）4件
・緑町（畑）5件
・飯田町（畑）1件
・大中山（畑）17件
・大川（畑）7件
・中野（畑）3件
・中島（田）4件
・豊田（畑）2件
・鶴野（田）4件
・上藤城（畑）4件
・藤城（田）1件
・峠下（畑）2件
・仁山（田）4件
・西大沼（田）2件

■借りたい

（畑）3件
（田）2件

■買いたい

（畑）8件
（田）2件

農地所有適格法人のみなさまへ

「農地所有適格法人報告書」の提出をお願いします

農地所有適格法人は、農地法第６条の規定により、毎事業年度の終了後３ヵ月以内に、農業の状況を記した「農地所有適格法人報告書」を農地の所在する全ての農業委員会に提出しなければならない義務があります（複数の市町村の農地を使用している場合には、その全ての市町村へ提出することになります）。

例えば決算期が12月末の場合には、３月末までに提出しなければなりません。

農地法では、農地所有適格法人以外の法人の原則農地の所有を認めておらず、報告書が未提出の場合は、農地所有適格法人としての資格確認ができません。また、事業状況を把握することができないため、農地台帳の整備や営農証明などの発行事務に支障がありますので、期限内の報告を宜しくお願いします。

農地の売買・賃貸借の場合には、農業委員会へご相談下さい

農地の売買・贈与・賃貸借などをする場合には、農地法第３条に基づく農業委員会の許可が必要です。この許可を受けないでした行為は、無効となりますのでご注意下さい。なお、農地の売買・賃貸については農業経営基盤強化促進法に基づく方法もあります。詳しくは農業委員会までお問い合わせ下さい。

※相対取引の場合、後々トラブルの基になる恐れがありますので、農業委員会の積極的な活用をお願いいたします。

渡島地方農業委員会連合会永年勤続者表彰

令和4年4月15日

永年、農業委員、推進委員として農地法の適正処理、農業振興の推進に努め北海道の農業の発展に寄与した委員に贈られる永年勤続者表彰者に、当町の農業委員より、平野委員、澤田委員、小澤委員が受賞されました。また昨年の4月15日に、開催された表彰式に平野委員、小澤委員が出席しております。

農業委員視察研修

令和4年9月5日～6日　道内

昨年の9月5日から6日にかけ農業委員・農地利用最適化推進委員合わせて19名が視察研修を行いました。今回は、長沼町、ニセコ町、壮瞥町を訪問し、機械導入による作業の効率化が行われている牧場や観光果樹園等3か所を視察しました。当町における今後の農業振興のあり方を学ぶ貴重な機会となりました。

ニセコ町　木嶋牧場

壮瞥町　ほりぐち観光果樹園

長沼町　北海道子実コーン組合

作況調査

令和4年9月13日　町内一円で実施

農作業の本格的な収穫を迎えた9月に、例年実施しております作況調査を行いました。

町内各地の農作物の生育状況等を確認することができました。

マルサン宮田果樹園

株式会社アプレ

栗田修一氏圃場

新任委員の声

農地利用最適化推進委員
岡田　市夫 委員

この度、農地利用最適化推進委員に任命されました。私が就農して50年、農家戸数は半減し、遊休農地も増加しております。土を耕す大切さを思い、推進委員を引き受けました。

先輩委員、事務局の指導を頂き、七飯町農業の発展のため、微力ながら努力してまいります。よろしくお願いいたします。

農業委員・農地利用最適化推進委員の募集について

令和5年7月の任期満了に伴い、農業委員・農地利用最適化推進委員を改選します。

応募期間や受付期間については広報ななえ4月号に掲載します。また、七飯町ホームページでもお知らせいたします。

何かご不明な点等ございましたら、七飯町農業委員会までご連絡ください。

農業委員の声

農業委員
小坂　寛和

近年、資材高騰や人件費上昇による経費の圧迫は頭の痛い問題ですが、七飯町にはまだまだギラギラした農家さんが沢山います。
地域皆でこの局面を乗り越えていきたいです。

これからの家族経営

なにか目標を持ち農業経営していますか。
自分は30代ではこうなりたい、40，50代ではこうなりたいと、具体的に規模や年収など目標を持ち、逆算の考えのもとにその時々に何をやるべきかを考え経営してきました。もちろん沢山の失敗もありましたが、妻や両親のおかげで今現在、農業経営を続けています。
日本農業の経営体の約96％は、家族経営です。自分の妻も朝から晩まで一緒に仕事をして、その他に家事や育児をこなしてきました。昭和生まれの自分は、「男子厨房に入らず」で、妻にそれらを任せきりにしてきました。反省です。子供達が成人し二人暮らしの今、料理の片づけ、洗濯など自分のやれることはやろうと心掛けている毎日です。
昨年、後継者として息子夫婦が就農しました。これからの家族経営において、家事の手伝いや分担は、とても大切です。自分たちのかたちを模索してほしいものです。

農業者年金 6つのポイント

1．農業者なら広く加入できる
2．積立方式・確定拠出型で安定した年金財政
3．保険料の国庫補助あり
4．保険料は自分で選べ、いつでも見直しができる
5．社会保険料控除など税制面での優遇措置
6．終身年金（早く亡くなっても80歳までの分は保証付き）

■詳しくは■
農業委員会・ＪＡ新はこだて七飯基幹支店までどうぞ

（お知らせ）全国農業新聞の購読について

全国農業新聞

暮らしと経営に活きる情報
毎週金曜日にお届けします

全国農業新聞は、農業者の公的代表機関である農業委員会系統組織が発行する「週刊」農業総合専門誌です。

◆毎週金曜　発行

◆購読料は
月額700円
（年間8,400円）

※購読の申込み手続きなど、詳しくは農業委員会事務局（☎65－2519）までお気軽にお問い合わせください。

推進委員の声

推進委員
青山　　誠

団結力

昨年末に開催されたFIFAワールドカップカタール大会、日本代表の活躍が記憶に新しいかと思います。森保監督をはじめ、日本代表チームは大会前から選手選考や戦術面などを批判され、予選敗退が濃厚と言われる中、強豪のドイツ、スペインに見事な逆転勝ち！見事グループ1位で通過しました。決勝トーナメント1回戦ではクロアチアに惜しくもPK戦で負けてしまいましたが、日本中に勇気と感動を与えてくれました。
個人の力ももちろん大事ですが、チーム全員が同じ方向を向いた時の団結力は更に大きな力に変わることを示してくれました。
昨今の農業情勢も困難なことが多いです。そんな今こそ農業関係者の団結力を見せる時だと教えられた気がします。農地利用最適化推進委員として2期6年目になります。まだまだ勉強することばかりですが、諸先輩方にご指導いただき、微力ながらも地域に貢献できるよう頑張ります。

農地の賃借料情報

七飯町内で令和4年1月から令和4年12月までに締結された賃借料水準を公表します。
平成21年の農地法改正により、従来の「標準小作料制度」が廃止され、農業委員会では「農地賃借料情報の提供」を行っています。（農地法第52条：情報の提供等）
農地の賃貸借契約をしようとする方の目安となるよう、実際に締結された農地の賃貸借契約の賃借料をもとに作成した「賃借料情報」を参考に、貸し手、借り手が十分な話合いのうえで、農地の賃借料を決めて下さい。
地域区分は下記のとおりです。

●七飯方面　本町、桜町、鳴川、緑町、飯田町、大中山、大川、中野、中島、豊田、鶴野、上藤城、藤城、峠下、仁山
●大沼方面　大沼町、上軍川、軍川、東大沼、西大沼

1　田（水稲）の部

締結（公告）された地域名	平均額	最高額	最低額	データ数
七飯方面	11,200円	24,000円	10,000円	45
大沼方面	9,700円	10,000円	7,293円	10

2　畑（普通畑）の部

締結（公告）された地域名	平均額	最高額	最低額	データ数
七飯方面	9,200円	10,000円	6,730円	4
大沼方面	7,900円	10,000円	5,000円	12

3　畑（果樹地・りんご）の部　実績なし

※1　データ数は、集計に用いた件数です。
※2　賃借料を物納支給（玄米等）としている場合は、玄米1俵（60kg）12,000円、白米1俵（60kg）20,000円に換算し算出しています。
※3　平均金額は算出結果を四捨五入し100円単位で算出しています。
最高・最低額は実金額を記載しています。